

静岡県訓令甲第 1 号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

改正前			改正後		
（定義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 課 組織規則第10条第 1 項に規定する課及び第11条第 2 項に規定する課をいう。 (7) （略） (8) 局長等 局の長並びに組織規則第60条第 1 項に規定する<u>危機管理部次長</u>及び局次長をいう。 (9)～(23) （略） （専決） 第 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。			（定義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 課 組織規則第10条第 1 項に規定する課及び<u>組織規則</u>第11条第 2 項に規定する課をいう。 (7) （略） (8) 局長等 局の長並びに組織規則第60条第 1 項に規定する<u>経営管理部次長</u>及び局次長をいう。 (9)～(23) （略） （専決） 第 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。		
職 員	事 項	専決者	職 員	事 項	専決者
政策管理局に置かれる部付主幹及び部付主査	<u>別表第 1（その 1）課長専決事項の欄に掲げる事項</u>	（略）	<u>参与</u>	<u>別表第 1（その 1）課長専決事項の欄に掲げる事項</u>	<u>参与が担任する事務を所掌する部（局）長があらかじめ指定した者</u>
			政策管理局に置かれる部付主幹及び部付	<u>〃</u>	（略）

			主査		
(略)			(略)		
多文化共生課 旅券班の職員	(略)		多文化共生課 旅券班の職員	(略)	
			<u>静岡県地震防 災センターに 駐在する危機 情報課の職員</u>	//	<u>静岡県地震 防災センタ ーに駐在す る危機情報 課参事</u>
消防保安課消 防防災航空隊 の職員	(略)		消防保安課消 防防災航空隊 の職員	(略)	
もくせい会館 に駐在する人 事課の職員	(略)		もくせい会館 に駐在する人 事課の職員	(略)	
			<u>職員厚生課健 康管理班及び 健康支援班の 職員</u>	//	<u>健康指導室 長</u>
スポーツ局に 置かれる局付 職員	(略)		スポーツ局に 置かれる局付 職員	(略)	
(略)			(略)		
<u>感染症対策局 の職員</u>	<u>別表第 1（その 1）部（局）長 専決事項の欄に 掲げる事項</u>	<u>感染症対策 担当部長</u>	<u>感染症対策課 長があらかじ め指定した職 員</u>	//	<u>感染症危機 対策室長</u>
			<u>産業イノベー ション推進課 長があらかじ め指定した職 員</u>	//	<u>スタートア ップ共創推 進室長</u>
農業局、農地 局、森林・林 業局及び水 産・海洋局の	(略)		農業局、農地 局、森林・林 業局及び水 産・海洋局の	(略)	

職員			職員		
(略)			(略)		
3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。			3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。		
部、局、課、 室又は出先機 関	事 項	専決者	部、局、課、 室又は出先機 関	事 項	専決者
(略)			(略)		
空港管理課空 港調整室	(略)		空港管理課空 港調整室	(略)	
<u>感染症対策局</u>	<u>別表第2（その 1）部（局）長 専決事項の欄に 掲げる事項</u>	<u>感染症対策 担当部長</u>			
農業局、農地 局、森林・林 業局及び水産 ・海洋局	〃	(略)	農業局、農地 局、森林・林 業局及び水産 ・海洋局	<u>別表第2（その 1）部（局）長 専決事項の欄に 掲げる事項</u>	(略)
(略)			(略)		
4～7 (略)			4～7 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）及び別表第1（その2）を次のように改める。

（別表第1（その1）及び別表第1（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

別表第2（その1）及び別表第2（その2）を次のように改める。

（別表第2（その1）及び別表第2（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

附 則

- この訓令甲は、公表の日から施行する。
- この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第2（その1）薬事課の項大麻草の栽培の規制に関する法律に係る部分の規定は、令和6年12月12日から適用する。